

教員養成における防災教育の学習内容・方法についての研究 —判決書教材を活用した授業についての感想文分析から—

新福 悦郎*

Study about the Learning Contents and Ways of Education for Disasters Prevention in Teacher Education —From the Analysis of Impressions about the Tuition Utilizing Judgment Paper Teaching Materials—

Etsuro SHINPUKU*

**Department of Human Education, Faculty of Human Studies, Ishinomaki Senshu University, Miyagi
986-8580, Japan*

1. はじめに

東日本大震災という未曾有の自然災害から5年半が過ぎた。被災した地域の風景からは震災時の状況は見えなくなり、社会的基盤としての復興は着実に進みつつある。

同時に、学校教育においても震災時の教訓をもとにして、災害マニュアルの見直しや避難訓練などをはじめ、防災教育は大きく前進したと考えられる。

言うまでもなく、東日本大震災の教訓から、学校教師は防災教育についての専門性をより一層高めることが求められている。同時に、将来保育士や教員を目指す教員養成段階の学生においても、防災教育に関わる専門性を高めることは必要不可欠であり、各地の大学で次第に防災教育の授業がカリキュラムとして位置づけられ始めている。

これは、東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議の最終報告（2012）において、「教員養成段階にある学生への防災を含めた学校安全に関する教育では各大学の自主性を踏まえつつ、必要な内容を整理し、関連する講義の解説や教育実習での取組などを進めるべきだ」と示されたことの影響もある。

しかし、現状として教員養成における防災教育の内容や方法の工夫は始まったばかりであり、今後、どのような学習内容や方法が専門性を高めることにつながるのかは研究課題となっている。特

に、東日本大震災の教訓を教材として授業化する際、どのような学習内容や方法が妥当なのか。

本研究では、民事裁判の判決書を教材として活用することで、震災時の事実から、保育士・教員の法的責任や義務を学び、今後の教訓として何が重要なのかについて具体的現実的に考え学ぶことができるのではないかと考えた。

民事裁判の判決書内容をもとにした「法を活用した学習」の先行研究としては、福田喜彦 2007、新福悦郎 2004・2012、山元研二 2011・2014、蜂須賀洋一 2006・2009・2012 などがある。これらの研究の背景には、梅野正信 2006・2015 による判決書を教材化し、判決書に示される法的見方・考え方を人権教育や市民性育成教育に役立てる研究・実践の提起・推進がある。梅野は、判決書教材を通して裁判所の判断を基に、教師や児童・生徒の法的思考力や判断力、人権や命を守る市民性の育成を目指してきた。

ところが、これまで判決書教材を防災教育の学習内容や方法として活用した研究は見られず、本研究はその空白を埋めるものとなる。

本研究の目的は、東日本大震災の教訓に関係する判決書教材を活用した保育士・教員養成の防災教育が、専門性を高めるためにどのような学習内容を学びの履歴の要素として準備できるのかについて、学生の感想文記述分析によって明らかにすることである。

*石巻専修大学人間学部人間教育学科

2. 研究方法

2.1 調査対象者

A 大学 B 学部 C 学科 3 年生 31 名（小学校教諭・幼稚園教諭・保育士資格を目指す学生）に対して、2016 年 6 月 3 日、6 月 9 日の教員養成科目である「専門職研究」において、論者が授業を行い、「授業を受けて感じ考え学んだこと」というテーマで感想文を書かせ、提出させた。その 31 名分の感想文記述を分類分析した。

2.2 授業について

「専門職研究」は C 学科の専門科目で必修科目であり、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士資格において、その専門性を高めることを目的とした科目となっている。シラバスでは「テーマ：保育・教職ならびにその他の関連職業の現状と課題の把握とその理解、到達目標：保育・教職ならびにその他の関連職業の現状と課題について知り、自らテーマ設定の調査研究をし、その成果を発表する。」となっている。「保育・教職等の現状と課題 1、保育・教職等の現状と課題 2」がカリキュラムの前半に位置づけられており、本研究では、オムニバスとしてその 2 時間を防災教育として位置づけ、授業を行った。

第 1 次は「東日本大震災の教訓に関係する判決書教材を活用した授業」、第 2 次は「東日本大震災を経験した保育士の体験談を聞く」である。

本研究では第 1 次の「判決書教材を活用した授業」のみを研究対象とする。本研究では、防災教育の授業内容・方法についての問題意識があり、東日本大震災に関する判決書教材を活用した本授業が、その防災教育としての学習内容・方法に関して、はたして妥当なのかについて分析したいと考えた。

授業の流れについては、次の通りである。

（ねらい）

幼稚園教諭は防災に対してどのような専門性が必要とされるのか、幼稚園バス事故の裁判判決書を活用して、教諭としてどうすべきだったのかを考察する中で具体的に理解する。

（授業の流れ）

【導入】

・なぜ、防災教育の必要性なのか。東日本大震災では、津波による被害で多数の人々が亡くなった。学校や幼稚園も例外ではなかった。そのような悲しい出来事が二度と起こらないように、防災教育についての専門性を高めていくことが求められる。

・地元のことを取り上げることは利害関係者も多く、非常に心苦しいところがあるかもしれない。しかし、どのような問題性があるか被害者が出てしまったのか、そこを学ぶことは地元ゆえに私は必要だと思う。寝た子を起こすのではなく、そのような失敗から私たちは学ぶ必要があると信じて行う。

【展開】

① 法的には学校や幼稚園においてどのような規定があるのでしょうか。

学校保健安全法 29 条 1 項は、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。」と定め、同条 2 項は、「校長は、危険等発生時に対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

② 幼稚園教諭は、地震や津波などの危険発生時において、どのような対応をとるべきなのか。具体的に、震災の教訓となる事件に関する判決書をもとに考えていきましょう。

③ 本文を読む前に、

ア 教諭の行動や言動に関わる場所に下線をひきながら読みましょう。

イ 教諭として、どうすべきだったのかについて考えながら、読みましょう。

④ 判決書を順番に読む。

⑤ 下線部分を確認する。

⑥ 4 人グループを作ってください。その 4 人で、教諭としてどうすべきだったのか、2 つほどあげてください。

- ⑦ それぞれのグループに2つの意見を発表してもらう。
- ⑧ それぞれの意見について交流する。
- ⑨ 判決書における裁判所の判断について配布し、読み合わせる。
- ⑩ 園長だけでなく、教諭においても安全配慮義務があることを確認する。
- ⑪ 授業を受けて感じ考え学んだこと、疑問に思ったことをレポートに書く。
- ⑫ 次時の予告

「E 保育所の副所長であった F 先生をお呼びして話しを聞きたいと思います。保育所はどのようにして子どもたちの命を守ったのか、何がこの事件の幼稚園と違うのかなどの視点で考えいきましょう。」

2.3 活用した判決書について

本授業では、仙台地方裁判所平成 25 年 9 月 17 日判決をもとに、「裁判所が認定した本件の事実経過」と「裁判所の判断」をもとにして論者が教材を作成した。

判決書の内容は、東日本大震災における大津波によって5名の幼稚園児が亡くなったバス事故の判決書である。事案の概要については、東日本大震災によって発生した津波に流されて、幼稚園児が乗車した送迎バスが横転し、その後に発生した火災にも巻き込まれ、5人の子供らが死亡し、当時の幼稚園園長らが津波に関する情報収集を懈怠し、送迎バスの出発や避難に係る指示・判断を誤ったことなどによるものとして、学校法人に対しては安全配慮義務違反の債務不履行又は民法 715 条 1 項の不法行為による損害賠償請求権に基づき、園長に対しては民法 709 条の不法行為による損害賠償請求権に基づき、それぞれ損害金及びその遅延損害金の連帯支払を求めたという事案である。

判決内容については、①学校法人と園長らは連帯して原告 6 人に対して、それぞれ 2223 万 4967 円、原告 2 名に対して、それぞれ 2161 万 6586 円及びこれに対する平成 23 年 8 月 26 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うこと ②原告らのその余の請求をいずれも棄却する、などというものである。

本裁判は、その後仙台高等裁判所で和解となり、

結審した。

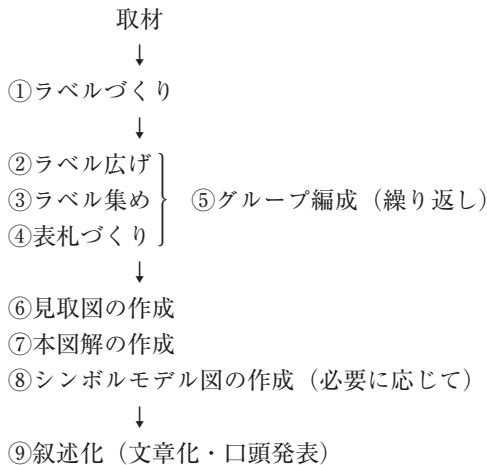
本判決書は、学校法人及び園長の安全配慮義務違反が争点となっているが、園として防災に対する事前準備としての避難訓練や防災マニュアルについて考え、地震発生後の情報収集や組織的対応について学ぶことができる。また、判決書の実事経過においては、幼稚園教諭や運転手の状況についても記されており、教員として災害時にどのような対応が重要なのかについてその事実を通して具体的現実的に考え学ぶことができる。将来、教員や保育士を目指すものとして、防災のために日常的な取り組みとして必要なことはどのようなことなのか、また、実際の災害の時にどのようなことに配慮し、組織的な判断を高めていくべきなのかについて具体的に教訓から専門性を高めることにつながるのではないかと予想される。そのため、本判決書を授業で活用することは適切だと判断し、授業実践を行った。

2.4 分析方法

データの分析には、質的統合法の手法を活用した。この手法は、川喜田二郎が創案した「KJ 法」の基本原則と基本技術に準拠したもので、川喜田の研究所に 20 年間在籍した山浦春男が、看護分野における質的研究法として実践的に発展させてきたものである。個別の事例研究をもとにして、「1 つの事例のもつ個性・独自性を把握しつつ、事例に内在する論理を抽出・発見する」ことを主眼として、「ボトムアップ的に質的データを統合する作業」を行い、「普遍性・法則性」を追求するものである。(山浦 2012)

教育分野において感想文記述を質的統合法によって分析した研究は少ない。本研究において質的統合法を活用した理由は、感想文記述をもとにして学習者がどのような学習内容を要素として学んだのかを質的に分類することが可能になり、本研究が追求する防災教育における授業内容・方法について検討できると判断したからである。

山浦は質的統合法の手順について次のようなモデルを作成して説明している。



上記の手順に従い、最初に感想文記述を1つの意味のまとまりごとに単位化しラベルづくりを実施した(①ラベルづくり)。次に、それぞれのラベルをテーブルに並べ、ラベルを広げた(②ラベル広げ)。ラベルを分析し、同じような内容の意味を含むラベルを集めた(③ラベル集め)。分類したラベルをもとにしてグループ化し、それらのグループ化したラベルの内容をもとにして共通する内容をまとめた新しいラベルとしての表札づくりを行った(④表札づくり)。次に新しい表札をもとにして、上記の②～④を繰り返して、グループ化をさらに行った(⑤グループ編成)。これ以上できない段階を最終ラベルとしたが、本分析では5つのラベルを最終ラベルとした。そしてそれらの最終ラベルの関係性に注目して空間配置を行い、ラベル間の関係性を示す関係記号と添え言葉をつけ、ラベルの内容を示すシンボルマークをつけて見取り図を作成した(⑥見取り図)。見取り図をもとにしてグループ化がわかるように図解を作成し(⑦本図解の作成)、最終的に最初のラベルまでを書き入れた本研究の図解を作成し、関係構造を図式化したシンボルモデル図を作成した(⑧シンボルモデル図の作成)。

3. 結果

3.1 最終ラベルとシンボルマーク

授業の受講者31人の感想文記述から、123枚の元ラベルを作成した。3段階のグループ編成を繰り返して、最終的に5枚の最終ラベルに集約され

た。さらに最終ラベルをもとにしてシンボルマークを作成した。次の表1にシンボルマーク、最終ラベル、元ラベルの代表例を取り上げた。

次に最終ラベルからシンボルマーク生成の理由を説明する。

「①保育士・教員の安全保持義務の重要性の学び」については、判決書という法的視点からの学びであり、学校・教師は子どもたちの安全に配慮し、保持する義務があり、そのための対応や最善の措置が必要であることを示している。この事件では5人の幼稚園児の命を守ることができなかった。その教訓の基盤となる重要な基礎的学びであり、保育士・教員の専門性育成にとって必要不可欠な学習内容の要素である。

「②組織のあり方についての考察」については、何がこの幼稚園に欠けていたのか、子どもたちの命を守るために組織的に必要なことは何だったのかについての学びである。日常生活における組織内における人間関係や信頼の築き、コミュニケーションの重要性、「報・連・相」の連携や情報共有、トップダウンだけでなくボトムアップを重視した組織体制づくりなどが示された。

「③防災における事前準備の重要性」については、防災マニュアルが非常に大切であり、事前準備において作成し、教員同士で確認し情報共有されておく必要があること、防災訓練は地震発生時だけでなく様々な災害に対応したマニュアルと訓練を実施する必要があること、災害では情報の把握が重要であり、そのためにラジオやワンセグ等の情報機器の活用が大切であり、情報を常に把握して早急に判断していく必要があることなどが示された。

「④自分の頭で考える判断力の重要性」については、本事件における幼稚園教諭の対応やバス運転手の対応をもとにして考察されたものであり、上の指示を一方的にただ従うのではなく、自分たちの意見を出し慎重に行動し適切な判断を求めること、自ら状況を把握し情報収集を行い適切な判断をする必要性などが示された。

「⑤教訓を活用し後世に伝えていくことの大切さ」については、この事案の教訓を風化させず多くの命を災害が奪ってしまった怖さを忘れずに後世に伝えていくこと、将来教員や保育士になった

表1 シンボルマーク・最終ラベル・元ラベル代表例の関係

シンボル マーク	最終ラベル	元ラベル代表例
① 保育士・教員の安全保持義務の重要性の学び	保育や教育に関わる教員は子どもの命や安全を守る義務があり、その安全のために対策を考え、最善の措置を行わなければならないことを学んだ。	K3 そして、一番大切なことは、園児を守ることである。保護者の信頼のもとであずかっている園児を安全に守りぬくべきことだと感じた。また、園児達を保護すべき注意義務があることを忘れてはいけないと学んだ。そのためには、園長先生が家に送れと言われても、子どもの安全を考えるべきならば、園長先生に対しての反論もしていいのだと学んだ。 教諭にすべきことは、一番に子どもの安全を守ることなのだと、防災教育の講義で知ることができた。 H3 そして、保育士や幼稚園教諭は園児一人一人の安全に係る自然災害などの情報を収集し、自然災害発生の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて被害の発生を未然に防止し、危険を回避する最善の措置をとり、在園中又は送迎中の園児を保護することが第一であり、注意義務を負っていることに責任を持つことが大切であると私は感じました。
②組織のあり方についての考察	組織として正常に機能させるためには、日常生活から組織内の人間関係や信頼を築き、コミュニケーションを重視しながら、「報・連・相」などによる連携や情報共有は重要である。保護者との連携や情報共有も同様である。トップダウンだけでなく、ボトムアップを重視した組織体制づくりも求められる。	C5 園児の命をあずかっているという自覚があまりなかったように感じました。そのことを自覚できていれば、もし園長に意見を言える雰囲気でなかったとしてもそれは違うと言えると思います。この記事をよんで周りの先生とのコミュニケーションが取れなかったことが一番の原因だと思いました。そしてコミュニケーションを取り、自分の意見を相手に伝えることがいかに大切かということがわかりました。 M3 この事例から学べることはたくさんあった。まず、マニュアルやバスの送迎などについての情報は、園長などトップの人だけでなく、園の職員全員が共有しておくのはもちろん、保護者にもしっかり情報を提供しておくべきであった。そして、常にマニュアルを確認し合うことも必要ではないだろうか。
③防災に事前準備の重要性	災害時の対応として重要な事は、事前準備である。防災マニュアルは特に必要であり準備しておくだけでなく、情報共有され、行動に移せるようにしておくこと、防災訓練は地震だけでなく様々な災害に対応した訓練を実施しておくこと、災害時の情報把握のためにラジオやワンセグ等の情報機器の活用は非常に大切であるので準備が必要である。	D1 今回の幼稚園の例を見て、防災マニュアルがいかに大切なものであるかがよく分かった。防災マニュアルは作ってあっても、そこに勤める職員たちにもしっかりと公開し、いざというときに動けるように徹底しておかなければ意味がない。 K2 ただ、防災訓練をやっただけではだめであり、様々な災害にあった訓練をしなければならないと学んだ。教諭になったときには、かならず防災マニュアルに目を通しておくべきだと感じた。そして、災害がおきた時には、マニュアルにそって、その時の状態を考えて行動する大切さも学んだ。
④自分の頭で考える判断力の重要性	パニックに陥るほどの地震の時に、園長や教諭、職員、運転手に求められるのは人の命を預かっているという自覚であり、あたえられた指示が妥当であるかを状況把握や情報収集を通して自分の頭で判断することの大切さである。	L3 私がこのような状況で必要であると感じたことは、冷静な判断力であると思う。自ら危険を察知し、行動することのできない園児らを預かっており、その一人一人の命に責任が有るということを常に自覚し、その命を守る判断をしなければならないのは、教師として当たり前であるものと思う。そのためには、日頃からの訓練や、教師同士、保護者へのコミュニケーションもまた、必要不可欠なことであると思う。 AB3 情報を収集しなかった、情報を得てもバスの運転手に共有しなかった園長にも疑問を持ったが、「情報がほしい！」「これは間違っているのでは」と教諭の方々は思わなかったのかも疑問に思いました。「園長からの指示だから」と思ってしまうのも分らないし、もし自分が働いて何年も経っていないのであれば、より一層「違うと思います」と言うことはできにくいと思います。だからこそ、マニュアルを全員で確認しておくべきであり、また園長に対して考えを述べることの出来る園内の関係も重要なものであることを、私は読み合わせをして感じました。
⑤教訓を活用し後世に伝えることの大切さ	この事案を風化させてはならない。私も実体験ではパニックになったが、災害の怖さや教訓から学んだことを経験も含めて避難訓練などに活用していく必要があり、後世に伝えていくことが重要だ。	J4 今回の事は、とても悲しくつらいものである。大川小に実際に行って感じたように多くの命が災害が奪ってしまう怖さを忘れず、後世に伝えていかなければならないと私は思う。 AE3 私はもしトップダウンの保育所に勤務することになっても、子ども達のことを一番に考え、園長が情報収集をしないなら、自ら情報収集をして適切な判断をして、自分の考えを上司でもきちんと伝えることが出来る保育士になりたいです。

ときに学んだ教訓を生かし、命を守る方法を伝えていくことなど、今後に向けての自分なりの決意を示す内容が示された。

3.2 判決書教材を活用した防災教育～学びの履歴としての構成要素

本判決書教材を活用した防災教育の学生の学びの様態は、次の図2に示すシンボルモデル図の構造を示している。

「①保育士・教員の安全保持義務の重要性の学び」は、本判決書教材を活用した授業による学びの基盤となるものである。本事案は、震災時の教訓として、防災マニュアルの問題、組織内の問題、情報収集の問題、保護者との連携の問題、園長だけでなく教員や職員の判断力の問題などさまざまな要因が重なって、5人の子どもの命を守ることができなかった。この判決書は、事実の教訓として、まず第一に子どもたちの命を守るという安全保持義務の重要性を学習内容の要素として準備していることがわかる。

「②組織のあり方についての考察」「③防災における事前準備の重要性」「④自分の頭で考える判断力の重要性」については、本判決書における具体的な事実を通して学習者が習得していく学習内容の構成要素だと考えられる。それぞれが独立して学習内容となるのではなく、それぞれが重なり合いながら、「幼稚園教諭はどのような対応をどるべきだったのだろうか」という問いの中で学習者の学びとつながっていく。

そして、その結果、「⑤教訓を活用し後世に伝えていくことの大切さ」が学習者の感想として表れ

ていく。それは、学習内容をただ学んだということだけではなく、今後への意志や姿勢につながっていくものとなっている。これは、将来、保育士・教員となった時の専門性向上につながっていくものだと考えられよう。

4. 研究の成果と課題

東日本大震災に関係する判決書を教材として活用するという授業内容・方法の工夫によって、教員養成において本授業が準備できる学習内容の構成要素は、これまで示してきたように、「①保育士・教員の安全保持義務の重要性の学び」が基盤となり、判決書という事例における学習を通して、「②組織のあり方についての考察」「③防災における事前準備の重要性」「④自分の頭で考える判断力の重要性」についての学びをその構成要素として準備していることが示唆された。そしてその結果、「⑤教訓を活用し後世に伝えていくことの大切さ」という今後に向けての意志や姿勢を学生たちに培うことになるのではないかと考えられる。

先述したように、東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議の最終報告(2012)においては、教員養成段階の防災教育については、その学習内容や方法については各大学の創意工夫のもとで実践されていくことが求められている。また、小原豊・谷口圭(2013)は「教員養成における防災教育の制度的位置づけを反省しつつ、適切なカリキュラムや実用性の高い教材を開発」すること、「小学校教員による防災教育に自信を与え、専門的な知識を体系的に学ぶ」ことができ、「実践的手法の習得と災害時の判断力を長期的、実践的に培うカリキュラムの充実が求められる」と提起する。

また、谷村(2015)は、近年の防災教育の必要性や重要性の認識の高まりにもかかわらず、教員養成は遅れをとっていると述べ、クリティカル・リアリズムの視点から「教員養成課程における学生と地域の学校との連携による防災教育」を実践し、不確実性が避けられない防災教育の実践は、「子どもは何を学んだか」という問いが必要不可欠であることを紹介している。

吉田(2015)は、教員養成大学における2時間の「学校安全」に関する授業を省察することで、

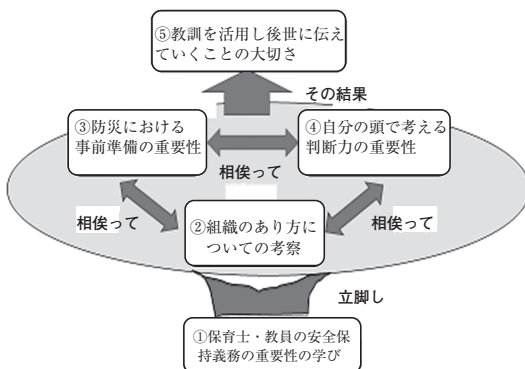


図2 判決書活用授業の防災教育における学び

防災教育の学生たちの学びを紹介している。

以上のように、教員養成を視野に入れた防災教育のカリキュラムや授業実践の工夫がなされ始めているが、具体的にどのような教材や方法、学習内容によって学生の学びが「実践的手法の習得と災害時の判断力を培う」ものであったのかについては、今後の課題となっている。

本研究は、東日本大震災において実際に起こった教訓を事例として、裁判官が認定した事実と判断をもとにして具体的に事実を学習するために判決書教材を活用するという方法の工夫を行った。具体的な実践的場面において、どのような対応をとることが保育士・教員として必要とされるのかを考え、意見交流することで、実践にもとづいた現実的・具体的な保育士・教員の専門性を上記の①～⑤の内容として習得することができた。教員養成における防災教育の一つの学習内容・方法として、東日本大震災において命を守れなかった事実が記された判決書教材から、具体的に学ぶことは、後世への教訓として将来の保育士・教員にとって必要な学習内容の要素をその感想文から明らかにすることができた。その学びがこれからの防災教育に必要な学習内容の要素の一部を示していると思われる。

本研究では、第一次の感想文のみを分類し、分析した。その理由は、先述したように、判決書教材に焦点化したからである。第二次では、E 保育所の副所長であったF 保育士を呼んで、その体験談を聞いた。この保育所は、大津波に襲われながらも、避難に成功し、子どもたちの安全を守ることができた。その成功に関わる体験談を聞くことで、どのような学びがあったのか、その感想文の分析は課題となった。そして、判決書教材を活用した防災教育の学習と体験談にもとづく学習ではどのような共通点や相違点があるのかについても、明らかにできていない。次なる研究課題としたい。

参考文献

- (1) 石原凌河、松村暢彦「生活防災を題材とした防災教育教材の開発とその評価」『土木学会論文集 H(教育)』70(1), pp.1-12, 2014
- (2) 梅野正信『教育管理職のための法常識講座』上越

教育大学出版会、2015

- (3) 梅野正信『裁判判決で学ぶ日本の人権』明石書店、2006。
- (4) 小原豊、谷口圭「防災教育に関する小学校教員養成課程学生の意識：国際教育協力における日本の比較優位性を前提として」『鳴門教育大学国際教育協力研究』第7号, pp.35-40, 2013
- (5) 桂正孝「新たな防災教育と防災リテラシー」『解放教育』41(8), pp.69-80, 2011
- (6) 新福悦郎「いじめ裁判判決文を活用した授業に関する研究：法的理解や法的判断力との関係を中心にして」『社会科教育研究』93, 2004
- (7) 新福悦郎「水俣病裁判判決書を教材として資質・能力の育成を目指した人権教育の事例研究」『教育実践学研究』第13巻第1・2合併号 pp.1-10
- (8) 高橋暁子、吉田護、喜多敏博、山田文彦「Local Knowledge を活かしたコンピテンシー開発のためのPDCA モデルの提案—減災型地域社会リーダーのコンピテンシー開発を事例に—」『日本教育工学会研究報告集』14(1), pp.139-142, 2014
- (9) 谷村千絵、太田直也「教員養成における防災教育の指導と実践—学校のニーズ把握と学生の体験重視—」『鳴門教育大学授業実践研究：学部の授業改善をめざして』13, pp.15-21, 2014
- (10) 谷村千絵「教員養成課程における学生と地域の学校との連携による防災教育—クリティカル・リアリズムの視点からとらえた学生の学び—」『日本教育大学協会研究年報』33, pp.141-151, 2015
- (11) 丹野克子、照井孫久、遠藤和子「訪問リハビリテーションサービスを提供する医学療法士・作業療法士の連携の様態—ケアマネジャーとの関係を中心に—」『保健医療福祉連携』9巻1号, pp.21-29
- (12) 中村 努「大学共通教育における防災教育授業の実践」『高知大学教育学部研究報告』(76), pp.27-35, 2016
- (13) 根岸千悠「国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」『社会とつながる学校教育に関する研究』(2), pp.15-20, 2014
- (14) 蜂須賀洋一「法規範学習としての生徒指導の在り方に関する実践的研究」『学校教育研究』21, 2006, pp.217-228
- (15) 蜂須賀洋一「法規範学習を通じた生徒指導の可能性と課題」『学校教育研究』24, 2009, pp.186-199
- (16) 蜂須賀洋一「学校教育における法規範意識の育成

教員養成における防災教育の学習内容・方法についての研究

に関する研究」『学校教育研究』第 27 号、2012、pp.146-158

(17) 福田喜彦「判決書教材に基づいた市民性育成教育の授業内容開発：「ハンセン病訴訟裁判」の授業実践を通して」『社会科教育論叢』46, 2007

(18) 藤井 基貴, 生澤 繁樹「『防災道徳』の授業開発に関する研究：『道徳教育』と『防災教育』をつなぐ授業理論と実践」『静岡大学教育実践総合センター紀要』21, pp.91-101, 2013

(19) 森良「現代社会のリスクに関与する市民教育とより深く地域を学ぶ郷土未来学習を」『解放教育』41(8), pp.32-38, 2011

(20) 山浦晴男『質的統合法入門』医学書院、2012

(21) 山元研二「戦後補償問題に関する授業開発の研究—地域から世界を過去から現在を考える—」『社会科教育研究』No.112、2011、pp.13-24

(22) 山元研二「判決書教材を活用した戦後補償の授業—『慰安婦』問題を素材として—」『社会科教育研究』

No.121、2014、pp.115-126

(23) 吉田利弘「『環境・防災教育』における担当授業の省察：『学校安全』に関する 2 時間の授業を通して」『教育復興支援センター紀要』3, pp.35-43, 2015

(24) 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 最終報告」2012

付記

本研究は、平成 27 年度石巻専修大学研究助成（個人研究）「人権教育としての被災者体験教材プログラム開発の研究」の成果の一部です。

謝辞

本研究の分析方法である質的統合法については、その方法の研修を受講された本学人間学部人間教育学科照井孫久氏の御教授の賜です。深く感謝申し上げます。